

岡垣町教育委員会後援等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡垣町教育委員会（以下「委員会」という。）が、委員会以外のものが主催する事業を後援等行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、委員会の名義使用を認めること。
- (2) 共催 事業の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担すること。
- (3) 協賛 事業の趣旨に賛同し、物品の提供、広報その他の援助を行うこと。
- (4) 後援等 後援、共催又は協賛をいう。

(名義使用)

第3条 後援等において使用する名義は「岡垣町教育委員会」とする。

(基準)

第4条 教育長は、次に掲げる基準により審査の上後援等を行う。ただし、教育長が適当と認める場合はこの限りでない。

- (1) 主催者に係る基準
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 学校及び学校連合体
 - ウ 公益法人又はこれに準ずる団体
 - エ その他の団体で次号に該当する事業を行うもの
- (2) 事業に係る基準
 - ア 教育、学術、文化又はスポーツの向上及び普及振興に寄与するもので、公共性があると認められる事業であること。
 - イ 岡垣町教育基本構想の推進が図られ、教育委員会の方針及び施策に反しないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援等を行わない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的目的を有するもの
- (3) 宗教的目的を有するもの
- (4) 前3号のほか教育長が不適當と認めるもの

(申請)

第5条 委員会に後援等を依頼しようとするものは、後援等申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、必要に応じて、前項の申請書に次の各号の資料の添付を求めることができる。

- (1) 事業に係るパンフレット（町の名義を印字する予定のもの）
- (2) 事業計画書及び収支予算
- (3) 主催団体の規約及び構成員名簿
- (4) その他当該申請の審査に関し参考となる資料

(承認)

第6条 教育長は、前条第1項の申請があった場合は、これを受け付けるとともに、当該申請の内容を速やかに審査しなければならない。

2 教育長は、第4条の基準に照らして、前条の申請を適当と認めるときは、後援等承認通知書（様式第2号）により通知を行う。

3 教育長は、第4条の基準に照らして、前条の申請を承認しないときは、後援等不承認通知書（様式第3号）により通知を行う。

(承認の取消し)

第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に承認した後援等を取消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により後援の承認を受けたとき。

(2) 申請者が承認通知書に付した条件に違反したとき。

(報告)

第8条 教育長は、必要があると認めるときは、事業の主催者に対し、後援等事業実施報告書（様式第4号）の提出を求めることができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。